

平成28年4月1日より 「障害者差別解消法」が施行されます。

人権課 ☎57-8507

「障害は不便であるが不幸ではない。」この言葉は「奇跡の人」と呼ばれたヘレン・ケラーが残したものです。誰もがひとりの人間として尊重され、幸せな暮らしができる権利があります。

しかし、障害の有無によって、日常生活や就職などで不利益や人格が傷つけられたりする実態があります。「障害者差別解消法」は、障害を理由とする差別をなくすことで障害がある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法とは

この法律では、公的機関、会社・店舗などの民間事業者における「障害を理由とする差別」の禁止や「合理的配慮」を行うことが求められています。これにより、差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しあいながら、より良い共生社会の実現を目指します。

『障害を理由とする差別』って…?

障害があることでサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為を指します。

『合理的配慮』って…?

障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲でその人に合った手助けをすることです。

こうした配慮を行わないことで障害のある人の権利利益が侵害される場合、差別にあたります。



私たちにできることから

この法律は個人向けの内容ではありませんが、日常生活で困ったことを見かけたら、お互い助け合って良い社会を築きましょう。



この法律のポイントは…

	公的機関	会社や店舗など
障害を理由とする差別	禁止 してはいけない	禁止 してはいけない
合理的配慮	法的義務 しなければならない	努力義務 するように努めなければならない

例えば… 障害があるという理由で…

- ▶ 入店や説明会などへの出席を拒まれた
- ▶ アパートを貸してくれなかった
- ▶ 他の人と同じサービスが受けられなかった



例えば… 配慮が欲しいとき…

- ▶ 視覚に障害があることを知っているのに書類を渡すだけで読み上げられなかった
- ▶ 聴覚に障害があることを知っているのに声だけで話したり説明された



障害を理由に差別などを受けた時には、福祉事務所または人権課にご相談ください。
福祉事務所 ☎57-8509
人権課 ☎57-8507

ひとり親家庭での子育てを応援します 児童扶養手当のご紹介

児童扶養手当は、下記の要件で児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当てを受けられる対象者は?

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。中度以上の障害のある児童については20歳未満)を監護し、生計を同じくしている場合に支給されます。

- (1)父母が離婚した児童
- (2)父または母が死亡した児童
- (3)父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4)母が婚姻によらないで出産した児童
- (5)父または母がDVにより裁判所からの保護命令を受けた児童 (その他にも支給要件があります)

手当ての額は?

本人及び同居扶養義務者の所得や扶養親族の数などによって決定し、4月、8月、12月に支給されます。

【平成28年2月現在の手当月額】

- 全部支給…………… 42,000円
- 一部支給…………… 41,990円～9,910円
- 2人目加算…………… 5,000円
- 3人目以降加算… 3,000円

※所得額が限度額を上回っている場合は支給されません



- ▶ 手当てを受給されている方(全部停止となっている方を含む)が、住所を変更した場合や世帯の状況が変わった場合(婚姻や内縁関係、出生など)は、届け出が必要です。届け出が遅れると、事由によっては、その分手当てを受給できなかったり、返還金が発生する場合があります。
- ▶ 手当てを受給されている方(全部停止となっている方を含む)は毎年8月に現況届の提出が必要です。児童の監護状況や前年の所得などを確認し、8月分以降の手当額を決定します。
- ▶ 公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、遺族補償など)を受給している方であって、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

■ 手当てを受給するためには、申請が必要です。詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。
■ 平成28年1月から、申請及び届け出には「個人番号カード」または「個人番号通知カード」と運転免許証などの「身元確認書類」も必要となりました。



春休み障害児長期休暇支援事業 「こはるクラブ」のお知らせ

「地域活動支援センターあけぼの」では、学校が長期の休みとなる期間、障害のある児童をお預かりする事業を行っています。
お子さんの安全に配慮し、体を動かして楽しめるプログラムを企画しています。

申し込み・問い合わせ
地域活動支援センターあけぼの
☎0887-57-7180

- 開催期間… 3月22日(火)～4月6日(水)の平日
- 時間… 午前9時～午後4時
- 場所… 富家防災コミュニティセンター(野市町)
- 対象… 小中高生
- 利用者負担… 1時間につき100円
- 申込期間… 2月1日(月)～2月29日(月)